

令和4年度「ヘルスケア製品の地産地消導入支援助成金」募集(随時受付)のご案内

助成事業の概要

1. 助成対象者

県内中小企業者、及びヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者等。ただし、「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者に限る。

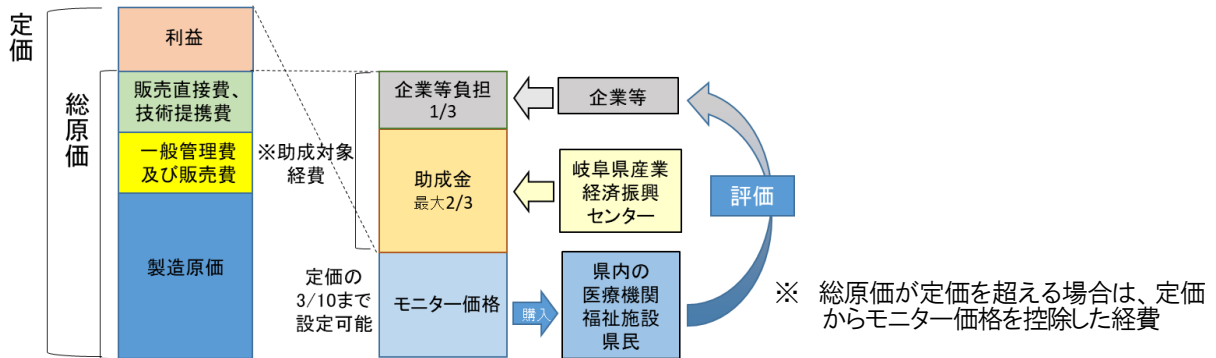
2. 助成対象事業等

助成対象事業	県内企業等が自ら開発し、製造及び販売して間もないヘルスケア製品を県内病院、県内福祉施設又は県民にモニター価格で販売を行う事業
助成率	助成対象経費の2/3 以内
助成限度額	上限 2,000千円

3. 助成対象経費

自ら開発し、製造したヘルスケア製品(事業化後4年以内のものに限る。)を県内病院、県内福祉施設又は県民に販売するために必要な総原価(製造原価、一般管理費及び販売費、販売直接費並びに技術提携費をいう。以下同じ。)からモニター価格を控除した経費。ただし、総原価が定価を超える場合は、定価からモニター価格を控除した経費。

※ 消費税及び地方消費税相当分を除く。



4. 募集期間

令和4年8月5日(金) ~ 令和4年11月30日(水) ※当日17時までに書類必着

5. 応募方法

以下のホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類を添えて、持参又は郵送により、交付申請書を1部、下記提出先へ提出してください。

(交付申請書(第1号様式)については、これに併せてWordデータも提出いただきます。)

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留を推奨します。

※ 提出いただいた書類は返却しません。

【申請書ダウンロード:(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ内こちらから→】

6. その他

予算の範囲内で交付決定を行いますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。



主な助成条件

- ① 当該助成金の申請は、1企業、1申請に限ります。
ただし、複数種の製品を1つの申請書で申請することは可能です。
- ② 助成対象事業者の条件
 - ・県内に本社又は事業所を有する中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主、若しくはヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う者が、医療福祉機器(用具)等の市場獲得に積極的に取り組み、県内病院、県内福祉施設又は県民に自ら開発し、製造及び販売して間もないヘルスケア製品の販売を行うこと。
 - ・国、県、並びに県の関係団体等から助成金を受ける事業は対象になりません。
 - ・岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になりません。
 - ・国税、県税、市町村税(県民税)が未納の者は対象になりません。
- ③ 助成対象期間
 - ・助成対象期間は、交付決定の日(令和4年8月5日以降)から助成対象事業の完了日、又は令和5年2月28日です。
- ④ 助成の対象とならない経費
 - ・梱包費、輸送費、利子、利益、振込手数料、消費税(地方消費税を含む。)、各種添付書類の発行手数料、助成金交付申請等の書類作成及び送付に係る費用、その他不適切と認められた経費は助成対象外です。
- ⑤ 事業着手時期
 - ・交付申請書が提出され、助成金の交付決定が行われた後から、助成対象となる事業として実施することができま
す。(交付決定以前の経費や事業実施期間後の経費は、助成金の対象になりません。)
- ⑥ 実績報告
 - ・助成対象事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、事業完了後30日を経過した日、又は、令和5年2月28日のいずれか早い日までに提出していただきます。
- ⑦ 助成金の支払い
 - ・助成金の支払は、事業完了後の精算払とします。
センターは、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について助成金の額を確定した後、助成金額の確定通知を行います。その後に助成事業者が提出する交付請求書により、センターは助成金をお支払いします。
- ⑧ 評価アンケート結果等の報告
 - ・助成事業者は、助成対象事業の完了(廃止した場合を除く。)の日から1年間分(半期に1回、計2回以上)の当該助成対象事業に係る評価アンケート結果及び状況について報告していただきます。

【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター技術振興部技術支援課(各務原支所)
〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地
電子メールアドレス: ikou-renkei@gpc-gifu.or.jp

※ 申請するにあたり質問がある場合は質問書をご提出ください。

受付期間 令和4年8月5日(金)から 令和4年11月30日(水)

様式 センターホームページ内「質問書」をダウンロード
www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022080501/index.asp

提出方法 電子メール(ikou-renkei@gpc-gifu.or.jp)
又はFAX(058-379-2215)